

オートキャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

オートキャンプ場条例（平成11年岩手県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第1（第2条、第7条関係）				別表第1（第2条、第7条関係）				
施設名	テントサイト キャンピングカーサイト 多目的サイト ケビン ドームハウス センターハウス浴室			施設名	オートサイト ドッグランサイト フリーサイト ケビン ドッグランケビン グランピング施設 フリードッグラン			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）				
区分	単位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	区分	単位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	
テントサイト	宿泊	1日までごとに 1区画につき	円 7,000	1～3 [略] 4 ガスコンロ 1回につき 300円	オートサイト	宿泊	[略]	円 8,000
	一時使用	1区画につき	2,400					
キャンピング カーサイト	宿泊	[略]	8,000	ドッグランサ イト	宿泊	1日までごとに 1区画につき	16,000	5 [略]
	[略]	[略]	[略]		一時使用	1区画につき	5,400	
多目的サイト	[略]	[略]	[略]	フリーサイト	[略]	[略]	[略]	
ケビン	宿泊	[略]	19,500	ケビン	宿泊	[略]	25,500	
	一時使用	[略]	6,500		一時使用	[略]	8,500	
ドームハウス	宿泊	[略]	18,500	ドッグランケ	宿泊	[略]	33,500	

	一時使用	[略]	<u>6,200</u>
センターハウス浴室	小学校児童 及び中学校 生徒	1人1回につき	<u>300</u>
	その他の者	1人1回につき	<u>600</u>

備考1 幼児のセンターハウス浴室に係る料金は、無料とする。

2 [略]

3 [略]

<u>ビン</u>	一時使用	[略]	<u>11,200</u>
グランピング 施設	宿泊	<u>1日までごとに 1棟につき</u>	<u>26,000</u>
	一時使用	1棟につき	<u>8,700</u>
フリードッグラン		<u>1日までごとに 1頭につき</u>	<u>1,700</u>

備考1 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後のオートキャンプ場条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表第2に掲げる額に改正後の条例別表第3に掲げる額を加算した額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第7条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。
- 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。